

# 【高所作業車運転技能講習】

## ＜実施要領＞

(秋田労働局 秋基登録第12号・有効期限満了日:令和6年3月30日)

(一社)秋田県労働基準協会

### 1. 日時及び会場

[日時] 令和5年5月11日(木)～令和5年5月13日(土)

1日目(学科): 令和5年5月11日(木) 会場: 協働大町ビル  
(午前9時00分～午後4時20分) (所在地: 秋田市大町3丁目2-44)

2日目(学科): 令和5年5月12日(金) 同上  
(午前9時00分～午後4時10分)

3日目(実技): 令和5年5月13日(土) 会場: 秋田職業能力開発促進センター・ポリテクセンター秋田  
\*(午前8時30分～午後3時30分) (所在地: 秋田県潟上市天王字上北野4-143)

※実技の「秋田職業能力開発促進センターポリテクセンター秋田」は、当協会HPの「地図・住所」の最終ページ「秋田職業能力開発促進センター/ポリテクセンター秋田」の地図を参照ください。

\* 開始時間に注意

### 2. 講習科目(※修了試験含で記載)

- (1) 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(5H)
- (2) 原動機に関する知識(3H)
- (3) 運転に必要な一般的事項に関する知識(2H)
- (4) 関係法令(1H)
- (5) 修了試験(1H)
- (6) 作業のための装置の操作・実技(6H)

### 3. 講習科目の受講の一部免除

下表に該当する方は、講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができます。

受講の免除を受けることができる者		免除する講習科目
<b>【免除①】</b>		
1	建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者	・原動機に関する知識(3時間)
2	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者	
3	フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	
<b>【免除②】</b>		
	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	・運転に必要な一般的事項に関する知識(2時間) ・原動機に関する知識(3時間)

※免除を受ける方は、「1. 日時及び会場」の1日目のスタートの受講時間が遅くなりますのでご注意ください。  
詳細は、受講前に送付されるカリキュラムでご確認ください。

### 4. 受講料・テキスト代(消費税込み)

	免除のない受講者	免除①の受講者	免除②の受講者
受講料(税込み)	49,500円	45,100円	41,800円
テキスト代(税込み)	2,134円	2,134円	2,134円
合計(税込み)	51,634円	47,234円	43,934円

※テキスト代は変更となる場合があります。

(参考)

	免除のない受講者	免除①の受講者	免除②の受講者
学科受講時間	11時間	8時間	6時間
実技受講時間	6時間	6時間	6時間

## 5. 定員

30名(定員になり次第締切ります)

## 6. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。  
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は 令和5年5月4日(木) とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

●【申込先】〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44  
一般社団法人 秋田県労働基準協会  
TEL 018-862-3362・FAX 018-862-3729

●【振込先】秋田銀行 大町支店(普)967567  
一般社団法人 秋田県労働基準協会  
専務理事 町田 良則(まちだ よしのり)

※振込は関係資料の送付後に行っていただきますようお願いいたします。

以上